

新サイマスタンダード安心パック利用規約

当社が運営する本サービスの利用について、以下のとおり本規約を定めます。

会員は、本サービスの利用にあたり、あらかじめ本規約をよくお読みいただき、本規約に同意の上で、本サービスを利用してください。

第 1 章 総則

第 1 条 定義

本規約における用語の定義は次のとおりとします。

1. 「当社」とは、株式会社 cyma のことをいいます。
2. 「本規約」とは、新サイマスタンダード安心パック利用規約のことをいいます。
3. 「本サイト」とは、当社が運営する自転車通販サイト「cyma-サイマ-」のことをいいます。
4. 「本サービス」とは、新サイマスタンダード安心パックを通じて提供する全てのサービスのことをいいます。
5. 「会員」とは、当社所定の利用申込手続きを行い、利用登録を完了した者のことをいいます。
6. 「会員登録」とは、本サービスを利用するための購入及び登録手続きのことをいいます。
7. 「補償対象者」とは、会員が本サービスを本サイトで購入時に指定した「お届け先名義」の者をいいます。ただし、購入時に指定がある場合は指定の者とします。なお、補償対象者は個人に限ります。会員は、補償対象者に法人を指定することはできず、補償対象者が法人の場合、いかなる場合も本サービスの利用はできないものとします。
8. 「補償対象自転車」とは、本サイトにて防犯登録を付与した上で購入した自転車をいいます。補償対象自転車のうち、本サイトで付与した防犯登録を抹消、もしくは変更等をした場合は補償対象自転車の対象外となります。
9. 「提携事業者」とは、当社が本サービスを提供するにあたり、当社と提携した事業者及びその他当社と業務委託関係のある事業者をいいます。
10. 本規約に定めのない用語は、cyma 利用規約の定義と同一とします。

第 2 条 本規約の範囲・適用

本規約は、会員及び補償対象者と当社間における本サービスの利用について生じる全ての法律関係に適用されるものとします。当社は、本規約の定めに従うことに同意することを条件として、会員に対し、本サービスの利用を許諾します。

第 3 条 本規約の変更

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の承諾を得ることなく、本規約の内容の変更（追加を含む）ができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本サービス利用の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に定める本規約の変更を行う場合、変更した規約の効力発生日より 2 週間前までに、①本規約を変更すること、②変更後の本規約の内容及び変更後の本規約の効力発生日を本サイトのお知らせ欄に掲示、マイページへの掲示、又は会員のメールアドレスへ送信することで通知します。
3. 前項に従い変更された本規約の効力発生日以降に、会員が本サービスを利用した場合、当該会員は本規約の変更を承諾したものとみなします。

第 2 章 利用条件等

第 4 条 利用条件

1. 以下のいずれかに会員及び補償対象者が該当すると当社が判断した場合には、会員及び補償対象者

は、本サービスを利用できないものとします

- (1) 本サービスを利用する上で当社及び提携事業者との連絡手段として必要な情報（電話番号、メールアドレス等）を登録又は提供していただけない場合
 - (2) 登録又は提供いただいた情報に、虚偽の情報、誤記、又は入力漏れがあった場合
 - (3) 登録又は提供いただいたメールアドレスについて、ドメイン指定受信等のフィルタを設定されており、当社及び提携事業者から送信される電子メールを受信できない場合
 - (4) 会員又は補償対象者以外の者が、会員又は補償対象者本人の同意を得ることなく申込み等を行った場合
 - (5) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当する場合、又は暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為をした場合。なお、本号に該当する場合、当社は、当該会員に対し、本サービスを含む一切のサービスの利用停止、その他本サービスに付随する各種契約の解除又は損害賠償請求等の必要な措置（法的措置を含みます。）を取ることができるものとします。
 - (6) その他、会員及び補償対象者による本サービスの利用を当社が不適当と判断した場合
2. 会員及び補償対象者は、法令、規則、通達及び本規約に従い、本サービスを利用するものとします。
 3. 会員及び補償対象者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他それに付随して必要となる全ての機器を設置するものとし、本サービスの利用に関わる一切の通信料・インターネット接続料を負担するものとします。
 4. 当社は、コンテンツが、全ての会員及び補償対象者の環境に適応し、適正に動作することを保証いたしません。本サイトへのアクセスは会員及び補償対象者の自由意思によるものとし、本サイトの利用に関する責任は会員及び補償対象者にあるものとします。

第5条 お知らせ方法

1. 当社は、会員に対して、当社からの注文承諾、発送情報、その他必要なご連絡及びキャンペーン情報・商品の広告等のお知らせは、会員情報宛に行い、当社が当該お知らせを発信した時点で会員へ到達したものとみなします。また、これらのお知らせの内容によっては、本サイト上又はマイページで掲載する場合がありますが、その場合、当該ご連絡の内容は、本サイト上に掲載された時点で会員へ通知されたものとみなします。
2. 会員が、誤った情報又は虚偽の情報を入力・登録したことにより会員及び補償対象者に発生した不利益については、当社は一切責任を負いません。また、これにより当社に損害が発生した場合には、会員はこの損害を賠償する義務を負います。
3. 会員情報のメールアドレス宛への連絡において、メールアドレスの入力の誤り、メールソフト及びセキュリティソフトのメール受信環境設定、プロバイダの spam 対策、フリーメールアドレスの使用など、どのような理由であっても、メール未着に関して当社では一切の責任を負いません。会員が正しく受け取れるメールアドレスを登録してください。

第6条 会員登録

1. 会員となることを希望する場合、当社所定の手続に従い、会員登録を行うものとします。なお、会員登録は会員となることを希望する本人が行う必要があり、代理による登録は一切認められません。
2. 未成年者は、適格な法定代理人の事前の同意がなければ、会員登録申請をすることはできません。
3. 会員に対する当社からのお知らせは、本規約第5条に定める方法の他、マイページ上に掲載する方法でも行うことができるものとします。
4. 当社は、会員に対して、「新サイマスタンダード安心パック加入証」（以下「加入証」といいます。）を発行します。

第 7 条 会費・会員資格期間及び申込

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。会費の支払方法は以下によるものとし、入会お申込日と各支払方法の規約に基づく振替日にお支払いいただきます。
 - (1) クレジットカード
 - (2) コンビニ決済
2. 支払われた会費は当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除その他如何を問わず返還しないものとします。
3. 入会申込日の翌日の午前0時より、本サービス提供開始日の翌月 1 日の午後 4 時までの 1 ヶ月間を会員期間とし、本サービスの提供を行うものとします。
4. 前項における会員期間の開始日は以下のとおりとします。以降、当社所定の方法により退会のお申し出がない場合は、会員期間は自動更新され、会員期間内は前 1 項に基づく所定の会費をお支払いいただきます。
 - (1) 毎月 1 日から 19 日までに申込の確認が完了した分 入会申込時に申込日の属する月の会費を支払うものとします。
 - (2) 毎月 20 日から末日の 1 日前までに申込の確認が完了した分 入会申込時に申込日の属する月の会費と翌月分の会費を合算して支払うものとします。
 - (3) 毎月末日に申込の確認が完了した分 入会申込時に申込日の属する月の翌月分の会費を支払うものとします。
 - (4) 自動更新により継続した分 毎月末日の 2 日前までに翌月分の会費を支払うものとします。
5. 第 9 条に基づく退会手続を行った場合、会費の日割計算は行わず、解約日の属する月の 1 ヶ月分の会費を支払うものとします。

第 8 条 変更の届出

1. 会員登録後の補償対象者の変更は以下の場合を除き、できません。
適格な法定代理人が未成年者へ変更を行う場合
2. 会員は、会員及び補償対象者の住所等、当社への届出内容に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更を届出のものとし、
3. 前項の届出がなかったことで会員及び補償対象者が不利益を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 9 条 会員及び補償対象者の退会・再加入

1. 会員が退会を希望する場合は、当社所定の方法により退会手続を行うものとします。
2. 前項による会員の退会日は以下のとおりとします。
 - (1) 毎月 1 日～19 日に退会手続をした場合の退会日時退会手続日の属する月の翌月の 1 日午後 4 時
 - (2) 毎月 20 日～末日に退会手続をした場合の退会日時退会手続日の属する月の翌々月の 1 日午後 4 時
3. 前項に基づき、会員の退会手続により、本サービスを退会する場合であっても、退会日時まで本サービスの提供は継続され、会費が発生します。
4. 補償対象者が第 14 条所定の盗難補償の適用を受けた場合は、以下の期日をもって退会となります。
 - (1) 毎月 1 日～19 日に盗難補償の適用を受けた場合の退会日時盗難補償適用日の属する月の翌月の 1 日午後 4 時
 - (2) 毎月 20 日～末日に盗難補償の適用を受けた場合の退会日時盗難補償適用日の属する月の翌々月の 1 日午後 4 時
5. 会員及び補償対象者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込時に虚偽の申告をした場合

- (2) 本規約又は諸規定の定めに従った場合
- (3) 悪質ないたずら等で本サービス業務に支障をきたした場合
- (4) その他、当社が会員として不適切とみなした場合 6. 本条に基づき、当社もしくは会員が、本サービスの契約の解除又は退会手続を行った場合、会員は、今後本サービスの会員になれないものとします。また、補償対象者は、今後本サービスの補償対象者となれないものとし、補償対象自転車は、今後本サービスの補償対象自転車となれないものとします。ただし、本条第 1 項による、会員の退会手続が成立した場合、本サイトにて新たに自転車を購入した場合に限り、その自転車を補償対象自転車として、本サービスの会員申込を行うことができるものとします。

第 3 章 サービス内容

第 10 条 サービス内容

1. 本サービスは、以下 7 つのサービスを提供するものとします。

- (1) 自転車ロードサービス
- (2) お店でパンク CARE (ケア)
- (3) サイクルパーツ 10%OFF
- (4) 盗難補償
- (5) 付帯補償セット
 - ① 個人賠償責任補償最大 1 億円
 - ② 入院一時金 (免責 2 日)
 - ③ 示談交渉代行

2. 前項のサービス詳細は次条以降によるものとします。

第 11 条 自転車ロードサービス

1. サービス内容自転車ロードサービスとは、対象自転車が自力走行不能な状態となった場合に、対象自転車を自力走行不能な状態となった場所 (自力走行不能となった場所から対象自転車を移動後に自転車ロードサービスデスクに連絡を行なった場合は、当該移動先を自力走行不能となった場所とみなします。) から会員の指定する場所まで搬送します。

2. サービス詳細

提供期間	24 時間 365 日
提供地域	日本国内のみとします。(ただし、一部離島など対象外の地域もあります。)
無償搬送距離	10Km まで

3. 鍵のトラブル 自転車ロードサービスの提供のうち、鍵のトラブルによる場合は、以下の対応とします。

- (1) 防犯上の理由により、いかなる場合も対象自転車の防犯登録の名義人がトラブル現場にて身分証明を行い、立会いが可能な場合にのみ行います。
- (2) 対象自転車の鍵の紛失もしくは対象自転車の不具合等により錠の解錠が出来ない場合、前号を利用前提として提携事業者を手配します。
万が一、自転車ロードサービス手配後に上記の条件を満たせないことが判明した場合、防犯上の理由により自転車ロードサービス提供をお断りさせていただきます。既に提携事業者が出動している場合の出動料金は、会員又は補償対象者のご負担となり、トラブル現場にて現金でお支払いいただきます。
- (3) 自転車の鍵に関わるトラブルの解消について、鍵の種類や状況・提携事業者の装備によって対応が困難な場合があります。その場合には自転車ロードサービスの提供が出来ない場合がありますので、予めご了承ください。また、鍵の破錠もしくはワイヤー、U 字ロックの切断をする場合もありますが、これらに関わる損害は当社及び提携事業者は一切の責任を負いません。

4. 利用条件

- (1) 自転車ロードサービスの提供は、本規約第 7 条の補償開始日が属する月を 1 ヶ月目とし、13 ヶ月後の 1 日午後 4 時まで 1 回、以降 12 ヶ月毎に 1 回とします。
- (2) 本条第 2 項に定める無料搬送距離を超過した場合にかかる費用は、会員又は補償対象者のご負担となり、トラブル現場にて現金にてお支払いいただきます。
- (3) 補償対象者が未成年者の場合は、提携事業者による親権者の同意確認が必要となります。
- (4) 提携事業者は、自転車ロードサービス利用のご連絡をいただいた際、聞き間違いを防ぐなど自転車ロードサービスの提供を適切かつ円滑に遂行するために、会員及び補償対象者との通話記録を保存する場合があります。
- (5) 交通事情、気象状況などにより、自転車ロードサービスの提供に時間がかかる場合、又は自転車ロードサービスの提供ができない場合があります。時間を要したこと、又は自転車ロードサービスの提供ができなかったことで会員及び補償対象者に何らかの損害が発生しても、当社及び提携事業者は一切の責任を負いません。

5. 補償金額

- ① 自転車ロードサービス適用の補償金額は、1 事故の支払限度額を 18,000 円（税込）とします。
- ② 前号に関わらず、自転車ロードサービスと第 12 条に定めるパンク CARE サービス併せて総支払限度額は、自転車ロードサービスの補償期間中の暫定補償金額の 2 倍を限度とします。6

自転車ロードサービスを提供できない場合

- ① 補償対象者から自転車ロードサービスデスクへ事前のご連絡が無い場合
- ② 自転車ロードサービスを提供する際に使用する道路あるいは地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース又はラリーを目的とする場所等）、自然保護又は環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、また、出動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）及び自然災害により危険が予知される地域や作業が困難な場所である場合
- ③ 対象自転車が違法改造又は後付パーツを装着している、もしくは自転車の形状により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、又は作業が不能となるような自転車である場合
- ④ 対象自転車が道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）第 9 条の 3 で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
- ⑤ 対象自転車が道路交通法施行規則第 9 条の 4 で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（政令に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
- ⑥ 対象自転車が道路交通法第 62 条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
- ⑦ 補償対象者が本規約に違反した場合、又は提携事業者が補償対象者における自転車ロードサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第 12 条 お店でパンク CARE（ケ

ア） 1. サービス内容

お店でパンク CARE（ケア）とは、4 つのアフターサービスが受けられるものであり、以下の通り区分します。

	(1) 当社指定店舗における無料修理	(2) 当社指定店舗以外の修正費用の負担
サービス内容	① 自転車のパンク修理 ② 自転車のブレーキ修理 ③ 自転車のチェーン修理 ④ 自転車の鍵紛失・故障対応	

修理費用	無料修理、点検の際の部品代金は会員及び補償対象者の負担となります。	後日返金修理、点検の際の部品代金は会員又は補償対象者の負担となります。修理費用は会員又は補償対象者が立替支払い、本条第 3 項に従い精算するものとします。
利用回数	(1) 当社指定店舗における無料修理及び(2) 当社指定店舗以外の修正費用の負担を合わせて年 3 回	

2. 利用条件

当社が指定する店舗の店頭へ、対象自転車を持ち込んだ補償対象者が本サイトで自転車を購入した際に自転車に同梱されている書類を提示することで利用できます。当社指定店舗の場合は、「お店でパンク CARE（ケア）提携店修理サービス利用書」、当社指定店舗以外の場合は、「自転車修理費精算申請書」を

ご利用ください。

以下の場合、お店でパンク CARE（ケア）サービス提供の範囲外となります。

- ① 補償対象者本人以外の依頼
- ② 補償対象者の故意又は重過失に起因する修理依頼
- ③ 対象自転車の故障等が補償対象者自己に起因するものである場合
- ④ お店でパンク CARE（ケア）を提供することが社会通念上不可能な程度に自転車が損壊している場合
- ⑤ 改造、特殊構造等により、対象自転車が修理困難な状況にあると当社が判断した場合
- ⑥ 「お店でパンク CARE（ケア）提携店修理サービス利用書」の提示が無い場合
- ⑦ 持ち込まれた自転車がお店でパンク CARE（ケア）サービスの対象であることが確認できない場合

3. 清算方法

当社指定店舗以外で修理を行った場合の清算方法は以下のとおりとします。

補償対象者が当社指定店舗以外の自転車店等において、当社指定の修理を行った際、その修理内容及び費用を明記した領収書を受領し、当該領収書及び当社指定の書類を、修理を受けた翌月末（当日消印有効）までに、当社指定の場所へ郵送にて提出するものとします。郵送費用は補償対象の負担となります。書類受領後 90 日以内に、当社又は当社が指定する第三者から補償対象者に修理費用が支払われます。ただし、以下の場合、サービス提供の範囲外となります。

- ① 補償対象者本人以外からの書類の提出
- ② 補償対象者（自転車乗車者）の故意又は重過失に起因する修理
- ③ 対象自転車の故障等が事故に起因するものであった場合
- ④ お店でパンク CARE（ケア）サービスを提供することが社会通念上不可能な程度に対象自転車が損壊している場合
- ⑤ 改造、特殊構造等により、対象自転車が修理困難な状況にあると当社が判断した場合
- ⑥ 当社指定の書類の提出が期日までに無い場合
- ⑦ 修理を受けた自転車がお店でパンク CARE（ケア）サービス対象の自転車であることが確認できない場合
- ⑧ 修理工賃に、部品代が含まれる場合
- ⑨ 書類に不備・不正があった場合

4. その他利用条件

- ① お店でパンク CARE（ケア）サービスはメーカー保証等との併用はできません。

- ② 対象自転車の修理、点検の際の部品代金は補償対象者の負担となります。お店でパンク CARE（ケア）サービス提供において部品が必要となる場合で、補償対象者がその費用を負担しない場合、当社はお店でパンク CARE（ケア）サービスを提供いたしません。
- ③ 修理内容や店舗の混雑状況により、対象自転車をお預かりしての修理となる場合があります。

5. 補償金額

- ① お店でパンク CARE（ケア）サービス適用の補償金額は、1事故の支払限度額を 8,000 円（税込）とし、その他費用補償金を除きます。
- ② 前号に関わらず、お店でパンク CARE（ケア）と第 11 条に定める自転車ロードサービス併せて総支払限度額は、お店でパンク CARE（ケア）補償期間中の暫定補償金額の 2 倍を限度とします。

第 13 条 サイクルパーツ 10%OFF

- 1. サービス内容 第 7 条第 4 項に定めるサービス提供期間毎に、パーツ 10%OFF クーポン（以下「クーポン」といいます。）を発行します。クーポンを利用し、本サイトにてサイクルパーツを 10%OFF にて購入いただけるサービスです。

クーポン発行日	毎月 1 日の午後 4 時
クーポン利用期間	クーポン発行日から、翌月 1 日の午後 4 時まで
クーポン利用回数	利用期間内に 1 回

2. 利用条件

- ① クーポンは、マイページに表示されます
- ② 自転車とパーツの同時購入時は、パーツのみ販売金額（税別）より 10%OFF となります
- ③ クーポンは、本サイトでのパーツ購入時の使用に限ります
- ④ 自転車本体、前カゴやチャイルドシート等あらかじめ自転車本体とセットになっているパーツ、送料、防犯登録料、本サービス等は対象外となります
- ⑤ クーポンは、会員本人のみが使用でき、第三者への譲渡、販売等はできないものとします。万一第三者への譲渡、販売が行われた場合、クーポンは無効となります。また、いかなる場合においても、換金は行いません
- ⑥ 1 回の決済で使えるクーポンは 1 枚に限ります
- ⑦ 他の割引との同時使用や、クーポンの重複利用はできません
- ⑧ クーポンの利用期間内であっても、退会・契約解除等で、本サービスの契約が終了した場合、クーポンは本サービスの契約満了時点をもって無効となります。

第 14 条 盗難補償

- 1. サービス内容 補償対象自転車が盗難にあった場合、同一車種を本サイトで再購入する際に補償対象自転車を当初購入した際の自転車本体価格の 50%（上限は 20,000 円とする。）を補償します。

2. 利用条件

- ① 本サイトに表示する盗難補償サービス利用方法に従い、盗難補償の利用申請を行うものとします
- ② 盗難補償適用日は、同一車種の自転車を本サイトで再購入した日とします
- ③ 盗難補償の適用は、本規約第 7 条に定める本サービス適用期間内で 1 度限りとします

3. 盗難補償サービスを適用できない場合

- ① 補償対象者の故意もしくは重大な過失による自転車の盗難
- ② 戦争、暴動等における自転車の盗難
- ③ 地震、噴火、洪水、津波、風災、水災、雪災その他の天災の際における自転車の盗難
- ④ 爆発、放射能汚染、火災の際における自転車の盗難
- ⑤ 地方公共団体が定めた放置自転車整理区域又は自転車放置禁止区域における自転車の撤去又は盗難

- ⑥ 防犯登録がなされていない自転車の盗難
- ⑦ 施錠がされていない自転車の盗難
- ⑧ 盗難発生後 60 日以内に覚知することができなかった自転車の盗難

第 15 条 付帯補償セット

1. サービス内容

会員（被保険者）が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払する保険です。

2. 利用条件

会員は、当社が契約する au 損害保険株式会社のスタンダード障害保険に自動加入となります。なお、当該保険の詳細については、「新サイマスタンダード安心パック付帯補償セット規約」に準じます。

3. 会員が、本サービスを退会後、本保険のみを継続する場合は、au 損害保険株式会社と直接契約手続きを行うことで継続できるものとします。ただし、付帯補償セット以外のサービスはご利用いただけません。

第 4 章 会員の義務

第 16 条 禁止項目

会員は、本サービスを利用するにあたり以下の行為を行ってはならないものとします。また、当社は、会員の行為が以下の行為に該当すると判断した場合には、当該会員に事前に通知することなく本サービスの提供の停止、取引の中止、強制退会等の措置を行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) 本サイトに記載されている内容を超えるサービス提供をもめる行為又は本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 本サービスに関わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 本サービスに関わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
- (6) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為又はそれに関連する行為
- (7) 法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (8) その他当社の信用を毀損・失墜させる等の当社が不相当であると合理的に判断する行為

第 5 章 運営

第 17 条 サービスの変更・停止

当社は、会員に事前に通知することなく、また会員の承諾なしに、本サービスに関する全てのサービスを変更・追加、やむを得ない場合、停止又は中止できるものとします。変更・追加・停止又は中止等により会員が被った損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第 18 条 その他免責事項

- 1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、一切の責任を負いません。
- 2. 当社は、会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等について、一切の責任を負いません。
- 3. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
- 4. 当社はその状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第 6 章 個人情報

第 19 条 個人情報の取り扱い

1. 当社が取得する個人情報の取扱いについては、別途定めるプライバシーポリシー (<https://cyclemarket.jp/guide/privacypolicy>) に従います。
2. 当社は、会員との電話対応時に、サービス品質の向上及び会員のお問い合わせ内容、ご意見、ご要望等を正確に把握するため、会員との通話内容を録音する場合があります。

第 7 章 その他

第 20 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又は一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本規約の解釈及び適用については日本法に準拠するものとします。
2. 本規約により解決できない問題が生じた場合には、会員と当社は、双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
3. 会員と当社間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 本規約に定めのない事項は、cyma 利用規約の内容が優先し適用されるものとします。

附則

2018 年 3 月 31 日 施行

2018 年 5 月 18 日 改定

2020 年 5 月 27 日 改定

2021 年 8 月 1 日 改定

2023 年 3 月 22 日 改定

2023 年 11 月 27 日 改定